

2010

広報

おばま 2



《表紙》

毎年、元旦に犬熊漁港で豊漁と安全を祈願して「舟祝い」が行われます。

雪が降り積もる中、犬熊区の各世帯がそれぞれ所有する船にもちやお神酒などをお供え、祈願したあと、集まった人にお菓子などを勢いよくまきました。

(1月1日)

【特集】 松崎市長新春インタビュー

今年「観光行政飛躍の年」 観光によって小浜市をさらに活性化します



坂口アナウンサー（チャンネルO）の質問に答える松崎市長

市の広報企画番組として、正月にチャンネルOで放送した「松崎市長新春インタビュー」。その様子を抜粋して掲載します。

観光局構想

坂口 あけましておめでとございます。昨年一年間、公約実現のために取り組まれた事柄や今年の抱負などについてお伺いします。

市長の代名詞にもなっています「観光局」。現在どのような状況になっていきますか。

市長 小浜市は、昨年さまざまなことで注目を浴び、さらに有名になりました。この時期を逃さず、何とか観光に結び付けるため、現在、観光局創設準備委員会を中心に、市と民間

団体が出資する第三セクター方式による観光局を創設するという方向で検討を重ねています。今後、出資予定の団体と調整して、市の出資についても議会に提案して議論していただきます。

具体的には、もてなしの向上や着地型観光の推進が一番の課題です。そうした中から、まちなかのぎわいを創出することで、観光交流人口を拡大していきたいと思っています。

特に、着地型観光の推進については、地域の皆さんが主体となってその地域な

らではの特色というものを

出して、体験型のメニューを作っていく。そうすることで、今までにないような自然や産業を生かした体験観光を楽しんでいただける

と考えています。舞鶴若狭自動車道の小浜インター開通が平成二十三年と間近に迫っています。

その受け皿作りとして急いで取り組んでいきたいと思っています。今年を観光行政飛躍の年にしたいと考えていますので、何とか、一気か

つばき回廊問題

坂口 つばき回廊商業棟の解体作業が昨年九月から始まりましたが、跡地はどのように利用されるのでしょうか。

市長 本年度末には商業棟跡地は更地になる予定です。跡地についても、中心市街地活性化基本計画策定の中で慎重に協議していただいていますので、どういう計画になるのかわたしたしも楽しみにしています。

中心市街地のにぎわい創出のためには、つばき回廊跡地は非常に重要な核となる場所です。市民の皆さんの意見も伺いながら、利用策を早急に取りまとめたいと思っています。

中心市街地活性化

坂口 昨年从小浜市中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます。進捗状況はどのようになっていますか。

市長 昨年七月に策定委員会の委員の皆さんを委嘱させていただきました。「人が集いにぎわうまちづくり」「歴史や文化を洗練、継承、発信するまちづくり」そして「住みよくなるまちづくり」を目標と掲げています。現在、その中でまちなかの歩行者数や観光交流人口を増やすために、どういった事業展開をしていったらいいのか検討しています。

基本計画を基に将来的には、インターチェンジのところにできる「道の駅」、そこから中心市街地の「まちの駅」、食文化館のある「海の駅」へ足を運んでい

鳥獣害対策室設置

坂口 七月には鳥獣害対策室を県内で初めて新設されましたね。

市長 就任以来、各地で開催してきました「夢トーク」で、有害鳥獣による被害の報告が多くありました。営農意欲の低下や接触事故など、地域で社会問題になっていくこと、また、県内で小浜市の被害額が最も多いことから、鳥獣害に

対して、一元的、専門的に対処する部署の必要性和緊急性を感じ、七月に対策室を設置しました。

早急に個体数の削減、耕作地への侵入を防ぐことが必要であり、恒久金網柵や緩衝帯の設置費を九月補正、十二月補正予算で大幅に拡充しました。

しかし、鳥獣害対策というものは、行政だけではダメなんです。集落が主体となり、皆さんが力を合わせて取り組んでいただくことが重要です。今後は説明会を開催して、集落の主體的な取り組み体制を早期に確立して、被害の抑制に努めていきたいと思っています。



現地で鳥獣害の被害状況を確認（平成21年8月）

を合

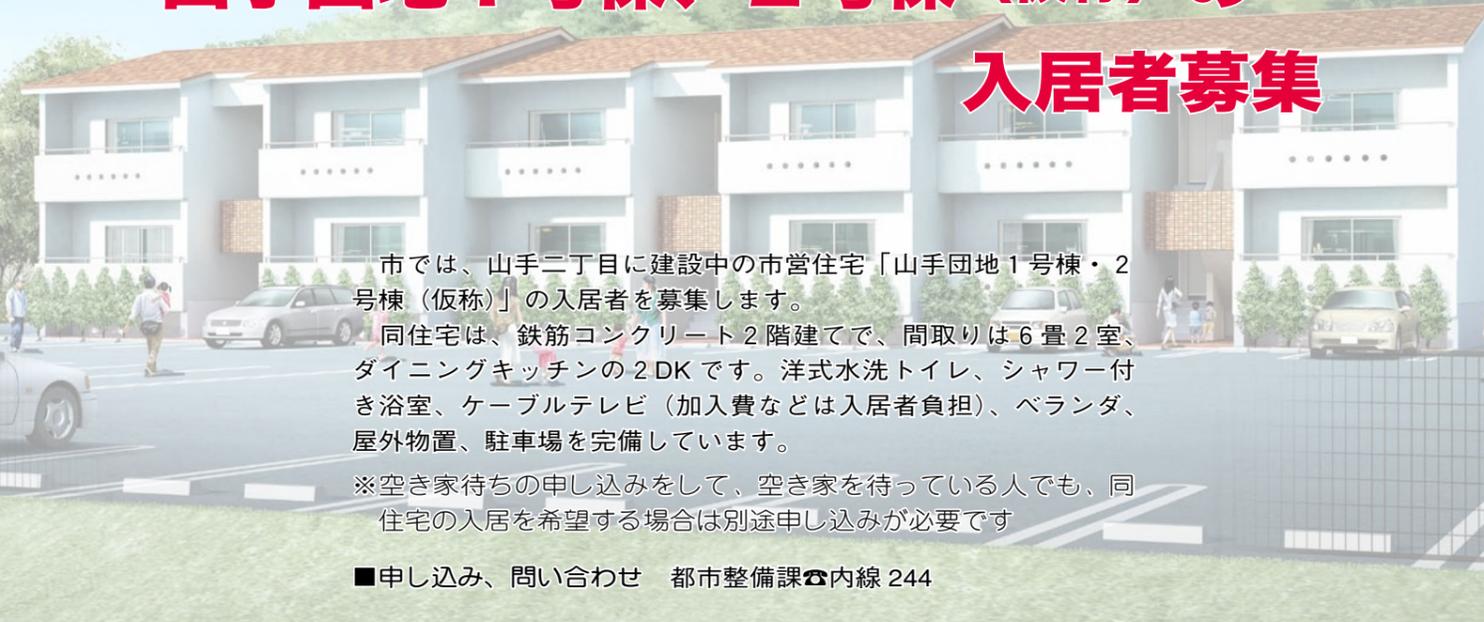
基本計画を基に将来的には、インターチェンジのところにできる「道の駅」、そこから中心市街地の「まちの駅」、食文化館のある「海の駅」へ足を運んでい



さよならミニコンサート（平成21年9月）

跡地は非常に重要な核となる場所です。市民の皆さんの意見も伺いながら、利用策を早急に取りまとめたいと思っています。

山手団地1号棟、2号棟（仮称）の入居者募集



市では、山手二丁目に建設中の市営住宅「山手団地1号棟・2号棟（仮称）」の入居者を募集します。

同住宅は、鉄筋コンクリート2階建てで、間取りは6畳2室、ダイニングキッチンの2DKです。洋式水洗トイレ、シャワー付き浴室、ケーブルテレビ（加入費などは入居者負担）、ベランダ、屋外物置、駐車場を完備しています。

※空き家待ちの申し込みをして、空き家を待っている人でも、同住宅の入居を希望する場合は別途申し込みが必要です

■申し込み、問い合わせ 都市整備課 ☎内線 244

募集要項

募集戸数 18戸
入居資格

- ①同居する親族がいること
（単身者でも、高齢者、身体障害者など、可能な場合があります）
- ②世帯員の年間所得合計額が基準額以内
- ③現在、住宅に困っている人
- ④税金を滞納していない人
- ⑤市内在住の連帯保証人がいること
（市営住宅入居者は不可）
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

- ⑦滞納を理由とした支払訴訟や明け渡し訴訟、迷惑行為などによる明け渡し訴訟や勧告により市営住宅を退去したことがないこと

申込期間 2月22日①～3月5日②

※申込書の配布も2月22日①～

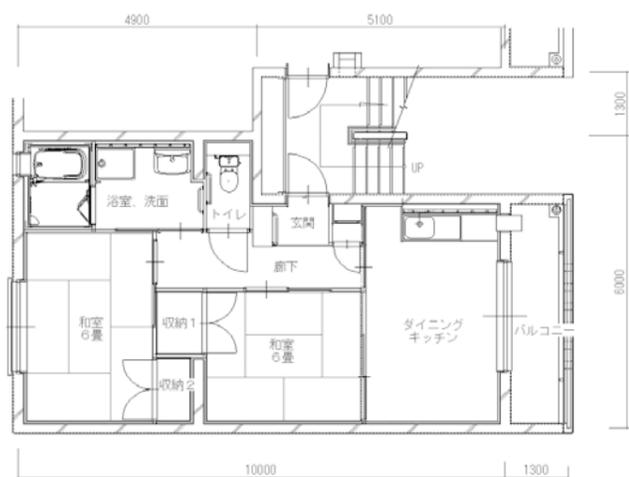
選考 市営住宅入居者選考委員会に諮ります

入居時期 6月上旬

家賃 2万円～3万5千円程度（世帯の収入で変動）と共益費、駐車場代

敷金 家賃の3カ月分

平面図



市立図書館の存続

坂口 つばき回廊業務棟にあり、市立図書館の存続を求める声が、昨年末からあるようですが。

市長 昨年十一月に「市立図書館あり方検討委員会」から市立図書館は市の知的財産であり、四階の酒井家文庫には小浜市の歴史



市立図書館あり方検討委員会からの答申を受領（平成21年11月）

書としてたいへん重要な資料がたくさん保管されており、市の建物として存続してほしいという提言をいただいたところ。また、十一月には市内十二の各種団体長の連名で、売却しないでほしいとの陳情をいただきました。わたし自身も、酒井家文庫はたいへん重要なものとして認識していますし、提言や陳情は、市民の皆さんの声です。これから真摯に受け止めて、今後の方向性について慎重に検討していきたいと考えています。

※なお、現在、市立図書館については売却しない方向で話を進めたいと考えています

第五次総合計画

坂口 市全体としてのビジョンをお聞かせください。

市長 昨年、第五次総合計画の策定に着手しました。総合計画とは、これからの市のあるべき都市像とこれを達成するための基本的な方向を定めるもので、まちづくりの憲法といえるべきものです。

現在の第四次総合計画は、平成十三年に策定されたもので、今年で目標期間が終わります。そのため、昨年八月に庁内で各部ごとに専門部会を設置して、若手職員による検討も行いました。いよいよ二月からは各界各層の代表者やまちづくりの意欲のある人などで、小浜市総合計画審議会を設置して、小浜市のこれからの十年後の姿についていろいろ議論をお願いしたいと思っています。どのようなプランが示されるか、心待ちにしているところです。

今年の抱負

高橋 今年をどんな年にしたいですか。

市長 まずは、市民の皆さんがご健勝で新しい年を迎えられたことをたいへんお慶び申し上げます。わたしも今年には健康管理に留意して公務に励んでいきたいと思っています。

それと、平成二十年度の決算を公表しましたが、同十六年度から四年連続赤字であった実質単年度収支が黒字となりました。これは、大型のいろいろな建設事業が終了したこともあり、ですが、「思い切った支出のダイエット」「行政のスリム化」「税の収納率アップ」など少しずつ取り組んできた成果だと思っています。徐々にですが、財政の健全化につながっているため、これかも努力しながら継続していきたいですね。

中心市街地の活性化については、つばき回廊跡地も含め、前述の計画を急いで実行していくことで、中心市街地の活性化はもちろん、それぞれの地域のさまざまな観光資源と関連づけながら、小浜の地域力アップを図っていきたく考えています。それから、観光局を早期に設立させ、せっかく知名度が上がっている小浜市をさらに観光によって活性化させたいと思っています。

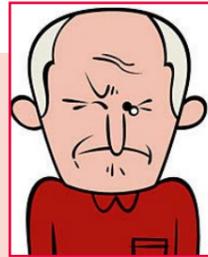
今年、そういう意味で非常に小浜市が新しく動いていくための重要な年になるのではないかと思いますので、精一杯努力していきたいです。

◆訪問販売 (小浜市で相談の多い事例その1)

強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など、問題になるケースがたくさんあります。

突然の訪問者には警戒して、安易にドアを開けないようにしましょう。

自宅へ売りに来た販売員に勧められるがまま、マットレスを28万円で購入しました。後で考えてみると高価な気がします。現金で買ったのですが、解約できますか。



Bさん (74歳)

解決

訪問販売で契約した場合、8日間のクーリング・オフ（詳しくは次ページに掲載）期間があります。必要事項を書面に明記し、販売業者へ送付することで契約を解除できる制度です。

今回の相談の場合、クーリング・オフ期間内でしたので、契約解除通知書を簡易書留で郵送しました。その結果、無条件で解約することができ、お金も返金されました。

本当に必要なものか考えて、必要なければきっぱりと断りましょう。

◆催眠 (SF) 商法 (小浜市で相談の多い事例その2)

締め切った会場に人を集めて、日用品などを無料で配ります。会場の雰囲気を盛り上げて興奮状態にした後、高額な商品売りつけます。

家にいると「近所の〇〇さんの家で新商品の説明会をするので来てほしい」と誘われました。隣の人と行ってみると、無料でもちやしょうゆ、台所用品がたくさん配られました。

その後、膝が痛いのなら温熱治療器がいいと勧められました。そんなに体にいいものならと思い契約し、申込金1万円を支払いましたが、総額は26万円と高額でした。やっぱり解約したいのですが、できますか？



Cさん (72歳)

解決

今回の場合も、契約後7日目だったので、クーリング・オフによって無条件で解約でき、支払った申込金1万円も返金されました。

これは、**景品やサンプル商品などを無料で配り、高額な商品売りつける商法**です。ただより怖いものはない！甘い話にはのらないようにしましょう。

困ったときは、すぐ相談を！

悪質商法の被害が市内で相次いでいます

年々増加する「悪質商法」。その手口は巧妙化し、お年寄りを狙った卑劣なものもたくさんあります。

そこで市では、巻き込まれてしまったときはもちろん、こんな場合はどうなの？といったちょっとした相談にもすぐに対応するため「消費生活相談室」を昨年4月から設けて皆さんからの相談にお答えしています。

悪質商法は、他人事ではありません。わたしたちが住んでいるこの小浜市でも、実際に被害にあっている人がたくさんいます。そこで今回は、被害にあわないため、実際に小浜市で相談の多い事例を紹介するので、その対策を身に付けてください。

◆不用品、廃品回収 (最新の相談事例)

家電製品や家具などの不用品を「無料回収」として宣伝する業者とのトラブルが多発しています。

「不用品や廃品を無料で回収する」と宣伝している業者が来たのでテレビなどの電化製品の回収を依頼しました。車にすべて積み終わると、思いがけない高額な料金(10万円)を請求されました。無料ということなのでお願いしたのですが、仕方ないのでその場は財布にあった2万円を支払いました。少し高いのではないのでしょうか。



Aさん (76歳)

注意

この場合、領収書や相手業者のわかるものが何もなく、支払った2万円は戻りませんでした。事前に金額をよく確認することが大切です。また、回収業者とトラブルが起きた場合、警察か消費生活相談室などにすぐ相談してください。

不用品の売買や廃棄物の回収は、原則として公安委員会や市、町で許可を受けた事業者しかできません。違法な回収業者への処分依頼は、トラブルや不法投棄につながるおそれがあります。粗大ごみや家電製品などの処分方法がわからないときは、市環境衛生課☎内線143へお問い合わせください。

◆借金の返済 (悪質商法ではないが、相談の多い事例)

複数の金融機関から自分の支払能力以上のお金を借り、返済が困難になることを「多重債務」といいます。「多重債務」は生活費が足りない、カードでの買い物が多くなった、返済のための借金といったさまざまな理由から始まっています。

～債務整理する4つの方法～

- ①任意整理 ②特定調停
- ③個人再生 ④自己破産

※どの方法を選択するかは、個人の状況によって異なります

～多重債務の問題解決には、まず相談！～

- 返済できる計画が立たないお金は借りない
- 金利、手数料、毎回の支払額、支払総額を必ずチェックする
- 安易に借金の保証人にならない

今回のおさらい

被害にあわないためには、右記のことに気をつけましょう。

「しまった」と思ったら、**クーリング・オフ制度**を利用しましょう。

そのためには、早めに消費生活相談室に相談してください。

■問い合わせ

消費生活相談室

☎ 53・1140 (相談専用電話)

- ◆見知らぬ人の訪問、電話には注意する
- ◆口先の優しい言葉には用心する
- ◆必要なければ「いりません」ときっぱり断る
- ◆契約前に家族や友人、知人に相談する
- ◆プライバシー (家族構成、預貯金など) は話さない

◆架空請求 (小浜市で相談の多い事例その3)

はがきや電話などで、身に覚えのない債務などを一方的に請求してきます。また、利用した覚えのない有料サイトの利用料や通信料が電子メールなどで請求されます。



Dさん (67歳)

右記のようなはがきが届きました。「裁判所」や「差し押さえ」「強制的に執行」など見なれない言葉があり、気になります。覚えはないのですが、不安です。



このようなはがきの相談は、平成15年度から増え始め、同16年度がピークとなりました。その後、徐々に減ってきていますが、今でも相談はたくさんあります。なじみのない言葉や法律名が書かれていて、差出人も公的機関のような名称なのが特徴です。はがきが届いたときは、慌てずに、消費生活相談室に相談してください。

また、**差出人には、絶対に連絡しないでください。**以前、電話して「もう裁判になっているので、間に合わない。40万円支払うと裁判を取り下げる」と言われた事例があります。

民事訴訟裁判通達書

この度、通知いたしましたのは被告に対する民事訴訟裁判開始の通達です。原告に対しての契約不履行につき原告側が提出した起訴状を指定裁判所が受理したことを通知いたします。「裁判取り下げ期日」を過ぎますと、指定裁判所から出廷命令通知が届きますので、記載期日に出廷していただきます。出廷拒否されますと民法(民事訴訟法)に基づき原告側の全面勝訴となり裁判終了後には、財産調査を経て動産物・不動産物の差し押さえ及び給与、金融機関口座の凍結を裁判所執行官のもと強制的に執行いたします。以上を民事訴訟裁判通達とさせていただきます。尚、書面通達となりますので個人情報保護のため詳細は当局までご連絡ください。※ご連絡なき方には、勤務先等へ郵送する場合もございますのでご承知ください。

裁判取り下げ期日 平成 22年 1月 6日

〒100-0012
東京都千代田区日比谷
日本〇〇事務局
03-3583-****
電話受付時間 9:00~19:00
(土日祝日を除く)

クーリング・オフ制度を知っていますか？

クーリング・オフとは、訪問販売や電話での強引な勧誘を受けて思わず契約してしまった場合に、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

※使用してしまった消耗品や乗用車など、一部の商品には適用されません

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売 (キャッチセールス、ポイントメントセールス、催眠商法では店舗契約を含む)	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取り引き	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

クーリング・オフの方法など、詳しくは消費生活相談室へお問い合わせください